

材料リサイクル優先事業者の総合的評価について

平成21年12月10日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

中環審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会・産構審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同取りまとめをふまえ、H22年度より材料リサイクル優先事業者の総合的評価を実施した。その評価結果は、優先枠内での落札可能量に対して以下のように反映される。なお、総合的評価結果の詳細は、Reinsによる落札可能量等以外に、別途郵送にて通知する（各優先事業者宛）。

1. H22年度 入札方法概要（下図参照）

(1) H22年度入札では

優先枠＝市町村申込量／2＝A枠（競争率を1.05程度に設定）＋B枠

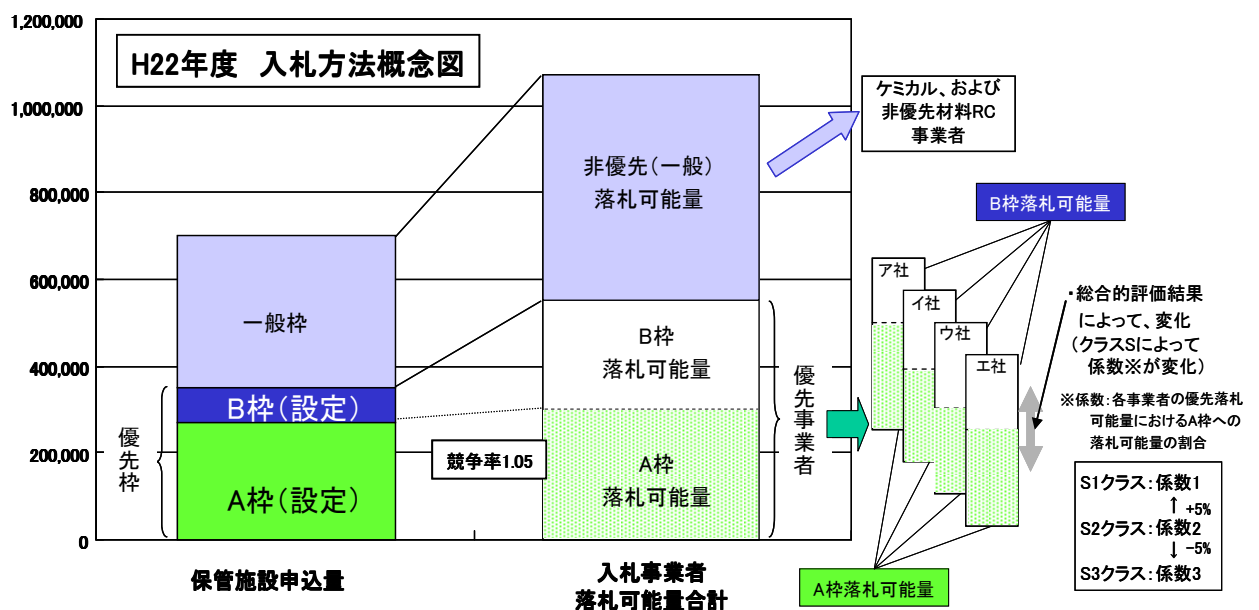
一般（非優先）枠＝市町村申込量／2

(2) 優先枠内のA枠、B枠

優先枠は、さらにA枠、B枠に2分割され、H22年度はA枠の総量（設定）：B枠の総量（設定）＝4：1とする。

(3) A枠、B枠への落札可能量

- ・優先事業者各社は、それぞれA枠への落札可能量を有し、各社の優先落札可能量からA枠落札可能量を引いた量がB枠への落札可能量となる（優先事業者をA、Bに振り分けるのでは無いことに注意）。
- ・優先事業者各社のA枠落札可能量は、総合的評価結果の順位によって3クラス（優良なものから、S1→S2→S3クラス）に分けられ、それぞれのクラスによって決められた「係数」（各事業者の優先落札可能量におけるA枠への落札可能量の割合、下図参照）によって定められる。なお、S1とS2、S2とS3の係数の差はそれぞれ5%とする。
- ・A枠への落札可能量（全社）合計は、入札競争率が1.05程度となるように係数が決められている。



2. 激変緩和措置

- ・今年度は初めて「A 枠」が導入されるため、事業者毎に、H21 優先的取扱いを受けた量と H22 優先 A 枠での落札可能量の激変を緩和する。
- ・激変緩和の方法は各社毎に以下の式による

激変緩和後の各社の H22A 枠落札可能量＝

$$\left[\left\{ \text{上記、1. (3) による「A 枠落札可能量」} \right\} \times 2 + \left(\text{H21 優先落札可能量} \right) \times 1 \right] \div 3$$

- ・ただし、上記激変緩和措置により上記、H22A 枠落札可能量が、1. (3) による「A 枠落札可能量」よりも少なくなる場合はこの措置の適用は行わない。
- ・また、激変緩和後の落札可能量合計が変化するため、A 枠での入札競争率が一定（1.05 程度）となるように A 枠の総量を再設定する（その結果、B 枠の総量と入札競争率も変化する）。

3. 優先 → 非優先への変更

- ・入札前の一定期間（下図参照）、自らの優先資格を放棄し、非優先（一般入札枠）となる変更を認める。
- ・変更（優先放棄）を希望する事業者は、協会にメールまたは FAX にて申告すること（期日時厳守）。

メールアドレス：sagi@jcpra.or.jp FAX:03-5532-8515

- ・協会では、この情報により A 枠での競争率を一定（1.05 程度）とするため、A 枠を再度設定する。
- ・再設定後の A 枠量/B 枠量および一般枠と各入札競争率等は下図のように全社に通知する。

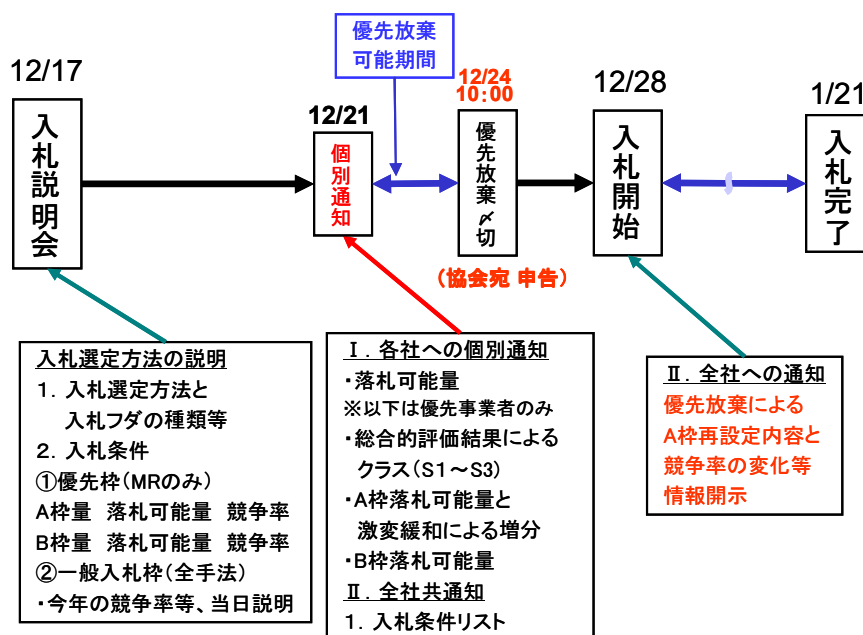
※以上の措置のためプラ容器包装のみ、入札開始日が従来とは異なり他素材より遅れるので注意願いたい。

4. A 枠・B 枠への入札時の注意

- ・A 枠入札フダ、B 枠入札フダは、同一の保管施設への入札はできないので、注意されたい（同一の保管施設への入札禁止（資料2参照）原則による）。

5. 入札に必要な数値情報、および総合的評価結果の通知と入札日程について

- ・以下に図示した入札日程に従い、入札前に必要な情報を通知する。



- ・また入札開始後、別途郵送にて総合的評価結果を通知する（各分野の個別得点/平均点等）。この内容は、各社今後の取組計画策定への参考としていただきたい。

以上